

主要食糧消費者價格に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月十一日

板野勝次

參議院議長 松平恒雄殿

主要食糧消費者價格に関する質問主意書

一、主要食糧の消費者價格は政府はビタ一文も國庫補助をしないのみか、政府が当然負担すべき食糧管理局等の経費、各種の負担轉嫁額はもちろんのこと、政府の失策によつて生じた欠損さえも消費者價格に織込んでゐるのは、

- (1) 如何なる理由によるのか、
- (2) 政府はこのようない價格政策を即時改める意思はないのか、
- (3) しかるに独占資本擁護のために莫大な價格調整費を出してゐる、これはあきらかに人民にのみギセイを強要する價格政策と思うが、

右三点に關し人民大衆と共に納得し得る答弁を要求する。

二、生産者價格が改訂されないのに、政府は今月中旬消費者價格のみ値上げするのは如何なる事情にもとづくのか又値上額の詳細なる算定基礎を明示されたい。